

## 製品安全データシート

### 1. 製品及び会社情報

製品名: エクスカリバー MT-4000  
 (水溶性切削油)

会社名: 日興キャスト株式会社  
 住所: 〒101-0023  
 東京都千代田区神田松永町1番地宮沢ビル

緊急連絡先  
 担当部署: 業務部  
 電話番号: 03-3255-1061      FAX番号: 03-3253-7455  
 受付日時: 月曜日～金曜日 9:00～17:30      ※祝祭日を除く

整理番号: EX-MT4000

作成年月日: 改訂 2010年12月31日

### 2. 危険有害性の要約

特有の危険有害性:

GHS分類

引火性液体	区分外
急性毒性(経口)	区分5
急性毒性(経皮)	区分外
急性毒性(吸入-ガス)	分類対象外
急性毒性(吸入-蒸気)	分類できない
急性毒性(吸入-粉塵・ミスト)	分類できない
皮膚腐食/刺激性	区分2
眼に対する重篤な損傷性/刺激性	区分2A
呼吸器感作性	区分1
生殖細胞変異原性	分類できない
発がん性	分類できない
生殖毒性	分類できない
特定標的臓器/全身毒性(単回暴露)	区分2(肺)
特定標的臓器/全身毒性(反復暴露)	区分1(肺)
吸引性呼吸器有害性	区分1
水生環境有害性(急性)	分類できない
水生環境有害性(慢性)	分類できない

GHSラベル要素:  
シンボル:



注意喚起語:      危険

## 危険有害性

吸引すると有害のおそれ  
皮膚刺激  
強い眼刺激  
アレルギー性皮膚反応を引き起こすおそれ  
呼吸器への刺激のおそれ  
臓器(肺)の障害のおそれ  
長期または反復暴露による臓器(肺)の障害  
飲み込み、気道に侵入すると生命に危険のおそれ

注意書き:  
「予防策」

- ・すべての安全注意(MSDS等)を読み、理解するまで取り扱わないこと
- ・容器を密封し、取扱い時にはこぼれないように注意すること
- ・防爆型の電気機器、換気装置、照明機器、火花の出ない工具を使用すること
- ・静電気放電に対する予防措置を講ずること。取り扱う際は、導電性の良い金属容器を使用、必ずアースすること
- ・保護手袋、保護眼鏡、保護面、保護衣を着用すること
- ・屋外又は換気の良い場所でのみ使用し、ミスト・蒸気の吸入を避けること。又、飲み込まないこと(飲み込むと下痢・嘔吐する)
- ・この製品を使用する時に飲食しないこと
- ・取扱い後は、よく手を洗うこと
- ・空容器に圧力をかけないこと(破裂のおそれがあるため)
- ・容器を溶接、加熱、穴あけ又は切断しないこと(残留物が爆発・発火するおそれがあるため)
- ・環境への放出を避けること
- ・本油はエタノールアミンを含むため、亜硝酸塩を含む防錆剤との接触を避けること

## 「対応」

- ・皮膚(又は髪)に付着した場合: 直ちに汚染された衣服を脱ぎ、皮膚を大量の水と石けんで洗うこと。汚染された衣服を再利用する場合には洗濯すること。
- ・皮膚刺激が生じた場合: 医師の診断・手当てを受けること。
- ・目に入った場合: 水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを装着していて容易に外せる場合は外すこと。その後も必要に応じて洗浄を続けること。医師の診断・手当てを受けること。
- ・暴露あるいは暴露の懸念がある、又は気分が悪い場合: 医師の診断・手当てを受けること。
- ・吸入した場合: 空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること
- ・飲み込んだ場合: 直ちに医師に連絡すること。無理に吐かせないこと
- ・医師の診断が必要な場合: 製品容器またはラベルを手元に用意すること

## 「保管」

- ・直射日光を避け、涼しい換気の良い場所に保管すること。
- ・容器を密閉し、保管場所に施錠すること。
- ・子供の手の届かない場所に保管すること。

## 「廃棄」

- ・ 内容物や容器を、都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄処理業者に廃棄を委託する(不明な場合は、購入先に相談の上で処理する)

### 3. 組成及び成分情報

単一製品・混合物の区別:	混合物	
化学名:	添加剤及び水	
成分及び含有量:	水	主成分
	添加剤	20～30%
化学式又は構造式:	特定できない	
官報公示整理番号: (化審法・安衛法)	企業秘密なので記載できない	
CAS No.:	企業秘密なので記載できない	
国連分類及び国連番号:	該当しない	
危険有害成分:		
化学物質管理促進法(PRTR法):	第1種指定化学物質 第20号 2-アミノエタノール	3～7%
労働安全衛生法 第57条 表示対象物:	対象物ではない	
労働安全衛生法 第57条の2 通知対象物:	トリエタノールアミン	10～30%
	2-アミノエタノール	3～7%

### 4. 応急措置

- |                                |   |
|--------------------------------|---|
| 皮膚(または髪)に付着した場合:               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 直ちに汚染された衣服を脱ぎ、皮膚を大量の水と石鹼水で洗う。汚染された衣服を再使用する場合には洗濯する。</li> </ul>   |
| 眼に入った場合:                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 清浄な水で数分間注意深く洗う。次にコンタクトレンズを装着していて容易に外せる場合は外す。その後も洗浄を続け最低15分間洗浄した後、医師の手当てを受ける</li> </ul>   |
| 吸入した場合:                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新鮮な空気のある場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させる。体を毛布等で覆い、保温して安静を保ち直ちに医師の手当てを受ける。</li> <li>・ 呼吸が止まっている場合及び呼吸が弱い場合は、衣類をゆるめて呼吸気道を確認した上で人工呼吸を行う。</li> </ul> |
| 飲み込んだ場合:                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 無理に吐かせないで、医師の手当てを受ける。口の中が汚染されている場合は水で十分洗う</li> </ul>   |
| 予想される急性症状及び遅発性症状並びに最も重要な徴候及び症状 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 誤飲した場合、胃の粘膜を刺激し吐くことがある。嘔吐中に、飲み込んだ本品が肺に吸入されると、化学性肺炎を起こし致命的となる可能性がある。</li> </ul>   |

### 5. 火災時の措置

- |              |   |
|--------------|---|
| 消火剤:         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 霧状の強化液・粉末・炭酸ガス・泡が有効である。</li> <li>・ 初期の火災には、粉末・炭酸ガス消火剤を用いる。</li> <li>・ 大規模な火災の際には、泡消火剤を用いて空気を遮断することが有効である。</li> </ul> |
| 使ってはいけない消火剤: | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 棒状水の使用は、火災を拡大し危険な場合がある。</li> </ul>   |

火災時の特定危険有害性:

- ・ 高温の金属表面等に接触したり、燃料管から漏洩した場合、発生した蒸気によって燃焼や爆発が起きる可能性がある。
- ・ 燃焼の際は、一酸化炭素・亜硫酸ガス等が生成される。

特定の消火方法:

- ・ 周囲の設備等に散水して冷却する。
- ・ 火災発生場所の周辺に関係者以外の立入を禁止する。

消火を行う者の保護:

- ・ 消火作業の際は、風上から行き必ず保護具を着用し、皮膚への接触が想定される場合は、不浸透性の保護具及び手袋を着用する。
- ・ 消火作業を行う者は、空気呼吸器等の保護具を着用し、酸素欠乏及び有害ガスから身を守ること。

## 6. 漏洩時の措置

人体に対する注意事項  
保護具及び緊急時措置:

- ・ 消火用器材を準備する。作業の際には消火用保護具を着用する。

環境に対する注意事項:

- ・ 下水道・河川等に流出し、二次災害・環境汚染を起こさぬよう注意する。
- ・ 海上の場合、展張船によるオイルフェンスの展張は危険防止のため蒸気の及ばない範囲で行う。止むを得ず危険範囲に近づく場合は蒸気の拡散状況を把握し(風向・風速・ガス濃度等)安全を確認する。

回収・中和及び封じ込め及び浄化の方法・器材:

- ・ 蒸発しやすいので、速やかに全ての着火源を取り除き、漏洩箇所の漏れを止める。
- ・ 危険地域より人を待避させる。危険地域の周辺にはロープを張り人の立ち入りを禁止する。
- ・ 少量の場合は、土・砂・おがくず・ウエス等に吸収させ回収する。
- ・ 大量の場合は、盛り土等で囲って流出を止めた後、液面を泡で覆い容器等に回収する。

二次災害の防止策:

- ・ 漏洩時は事故の未然防止及び拡大防止を図る目的で、速やかに関係機関に通報する。
- ・ 付近の着火源となるものを速やかに取り除くと共に消火剤を準備する。

## 7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い:

技術的対策

- ・ 指定数量以上の量を取り扱う場合には、法で定められた基準を満たす製造所・貯蔵所・取扱所で行う。
- ・ 熱・火花・炎・高温体等との接触を避けると共に、みだりに蒸気を発散させないこと。
- ・ 皮膚に触れたり、眼に入る可能性がある場合は保護具を着用する。

注意事項:

- ・ 室内で取扱いを行う場合には十分な換気を行う。
- ・ 換気装置をつける場合は、防爆タイプを用いる。

安全取扱い事項:

- ・ ハロゲン類・強酸類・アルカリ類・酸化性物質と接触しないように注意する。

保管:

保管条件:

- ・ 直射日光を避け、涼しく換気の良い場所に保管すること。
- ・ 容器を密封し、保管場所に施錠すること。
- ・ 危険物の表示をして保管する。

適切な技術的対策:

- ・ 保管場所で使用する電気器具は防爆構造とし、器具類は接地する。

注意事項:

- ・ ハロゲン類・強酸類・アルカリ類・酸化性物質との接触並びに同一場所での保管を避ける。

容器梱包材料

- ・ 容器に圧力をかけない。圧力をかけると破裂することがある。

## 8. 暴露防止及び保護措置

設備対策:

- ・ ミストが発生する場合は発生源の密閉化、又は廃棄装置を設ける。
- ・ 取扱場所の近くに眼の洗浄及び身体洗浄のための設備を設置する。

管理濃度:

- ・ 設定されていない(作業環境評価基準:労働省告示第26号.平成7年3月27日)

許容濃度:

- ・ 日本産業衛生学会(2006年度) 勧告値 なし
- ・ ACGIH② (2004年度版) 時間加速平均(TWA)値 5mg/m<sup>3</sup>(鉱油ミストとして)

保護具:

呼吸器用の保護具:

- ・ 通常必要でないが必要に応じて防毒マスク(有機ガス用)を着用する。

手の保護具:

- ・ 長期又は繰り返し接触する場合は耐油性のものを着用する。

眼の保護具:

- ・ 飛沫が飛ぶ場合には普通型眼鏡を着用する。

皮膚及び身体の保護具:

- ・ 長期間に亘り取り扱う場合又は濡れる場合には耐油性の長袖作業着等を着用する。

適切な衛生対策:

- ・ 濡れた衣服は脱ぎ、完全に洗浄してから再使用する。

## 9. 物理的及び化学的性質

形状:

液体

色:

明るい褐色

臭い:

僅かな臭気

沸点:

データなし

凝固点:

データなし

分解温度:

データなし

発火点:

なし

引火点:

なし

可燃性:

なし

爆発特性

爆発限界

なし

蒸気密度:

データなし

比重:

1.06

溶解性:

任意の割合に可溶

PH

9.1 5%水溶液

## 10. 安定性及び反応性

安定性:

- ・ 常温で暗所に貯蔵・保管された場合、安定である。

危険有害反応可能性:

- ・ 強酸化剤との接触を避ける。

避けるべき条件:

- ・ 混触危険物質との接触。

混触危険物質:

- ・ ハロゲン類・強酸類・アルカリ類・酸化性物質と接触しないように注意する。

危険有害な分解生成物:

- ・ 燃焼の際は、煙・一酸化炭素・亜硫酸ガス等が生成される。

その他:

- ・ 現在のところ有用な情報はない。

## 11. 有害性情報

- |                       |   |
|-----------------------|---|
| 急性毒性:                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経口 LD50=7269mg/kg(ラット)(トリエタノールアミン)③</li> <li>・ 経皮 LD50&gt;2000ml/kg(ウサギ)(トリエタノールアミン)③</li> </ul> |
| 皮膚腐食性/刺激性:            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ヒトで高濃度暴露又は反復暴露により皮膚刺激性が認められている。(トリエタノールアミン)③</li> </ul>  |
| 眼に対する重篤な損傷性:          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ウサギを用いた眼刺激性試験で刺激性が認められ、14日後に完全に回復した。(トリエタノールアミン)③</li> </ul>                                     |
| 呼吸器感作性又は皮膚感作性:        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 呼吸器感作性: 有用な情報なし。</li> <li>・ 皮膚感作性: ヒトでアレルギー性接触皮膚炎の報告がある。(トリエタノールアミン)③</li> </ul>                 |
| 生殖細胞変異原性:             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 陰性の結果。(トリエタノールアミン)③</li> </ul>   |
| 発ガン性:                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ IARCではグループ3に分類されている。(トリエタノールアミン)④</li> </ul>   |
| 生殖毒性:                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 有用な情報なし。</li> </ul>  |
| 特定標的臓器/全身毒性<br>(単回暴露) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ヒトへの影響として蒸気が鼻を刺激するとの報告がある。(エタノールアミン)③</li> </ul>   |
| 特定標的臓器/全身毒性<br>(反復暴露) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 有用な情報なし。</li> </ul>  |
| 吸引性呼吸器有害性             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 有用な情報なし。</li> </ul>  |

## 12. 環境影響情報

- |          |  |
|----------|--|
| 生体毒性:    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現在のところ有用な情報なし。</li> </ul> |
| 残留性・分解性: | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現在のところ有用な情報なし。</li> </ul> |
| 生体蓄積性:   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現在のところ有用な情報なし。</li> </ul> |
| 土壌中の移動性: | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現在のところ有用な情報なし。</li> </ul> |

## 13. 廃棄上の注意

- ・ 事業者は産業廃棄物を自ら処理するか、又は都道府県知事の許可を受けた産業廃棄物処理業者、地方公共団体がその処理を行っている場合には委託して処理する。
- ・ 投棄禁止。
- ・ 埋立処分を行う場合には、予め焼却設備を用いて焼却し、その燃えがらについては「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」に定められた基準以下であることを確認しなければならない。
- ・ 燃焼する場合は、安全な場所で且つ燃焼又は爆発によって他に危害または損害を及ぼす恐れのない方法で行う。見張り人をつける。

## 14. 輸送上の注意

- |        |  |
|--------|--|
| 国際規制:  |  |
| 国連番号   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 非該当</li> </ul>            |
| 品名     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 非該当</li> </ul>            |
| 国連分類   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国連の分類基準に該当しない。</li> </ul> |
| 容器等級   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 非該当</li> </ul>            |
| 海洋汚染物質 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 非該当</li> </ul>            |

国内規制:

下記、輸送に関する国内法規制に該当するので、各法の規定に従った容器、積載方法により輸送する。

- |                    |   |
|--------------------|---|
| 陸上                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消防法 非危険物</li> <li>・ 労働安全衛生法 通知対象物</li> </ul>               |
| 海上<br>航空           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 船舶安全法 非危険物 個別運送及びバラ積み運送において</li> <li>・ 航空法 非危険物</li> </ul> |
| 輸送の特定の安全対策<br>及び条件 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特になし。</li> </ul>   |

## 15. 適用法令

- |   |  |
|---|--|
| 消防法:<br>労働安全衛生法:<br>化学物質管理促進法:<br>下水道法:<br>海洋汚染防止法:<br>水質汚濁防止法:<br>廃棄物の処理及び<br>清掃に関する法律 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消防法 非危険物</li> <li>・ 通知対象物</li> <li>・ 第1種指定化学物質</li> <li>・ 鉱油類排出規制</li> <li>・ 油分排出規制</li> <li>・ 油分排出規制</li> <li>・ 産業廃棄物規則</li> </ul> |
|---|--|

## 16. その他の情報

参考資料

- ① 許容濃度等の勧告、日本産業衛生学会(2006)
- ② 米国産業衛生専門家会議(ACGIH) "TLVs and BEls2004"(2004)
- ③ 製品評価技術基盤機構 GHS分類結果
- ④ 「化学物質の発ガン性評価とその分類基準(第7版)」(2007)

製品安全データシートは、危険有害な化学製品について、安全な取扱いを確保するための参考情報として取り扱う事業者提供されるものです。

取り扱う事業者は、これを参考として自らの責任において、個々の取扱い等の実態に応じた適切な処置を講ずることが必要であることを理解した上で、活用されるようお願い致します。

従って、本データシートそのものは安全の保証書ではありません。